

## 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直し(省令通知改正、厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

### ポイント

標記につきましては過日、意見募集<sup>1</sup>が行われておりましたが、今般、省令通知が改正<sup>2</sup>され即日施行されましたのでご案内致します。

#### 【ポイント】

- 意見募集の内容<sup>1</sup>とほぼ同じ内容での改定となった。  
「予定利率引下げにより発生した不足金」は、最長30年償却が可能  
「給付減額基準」の改定は「理由要件の一本化と基準の明確化」であり、緩和された部分は少ない。
- 意見募集からの主な変更点は、受給者減額時の最低積立基準額の一時金選択肢付与要件について、バリエーションが追加された点。

1 [年金ニュースNo.303](#) ご参照

2 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=2>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第134号）

「確定給付企業年金制度について」の一部改正について 年発0926第2号 平成24年9月26日

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について 年企発0926第2号 平成24年9月26日

「厚生年金基金における財政運営について」及び「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正について 年発0926第1号 平成24年9月26日

「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について 年企発0926第1号 平成24年9月26日

改正通知等の概要は次頁以降をご参照

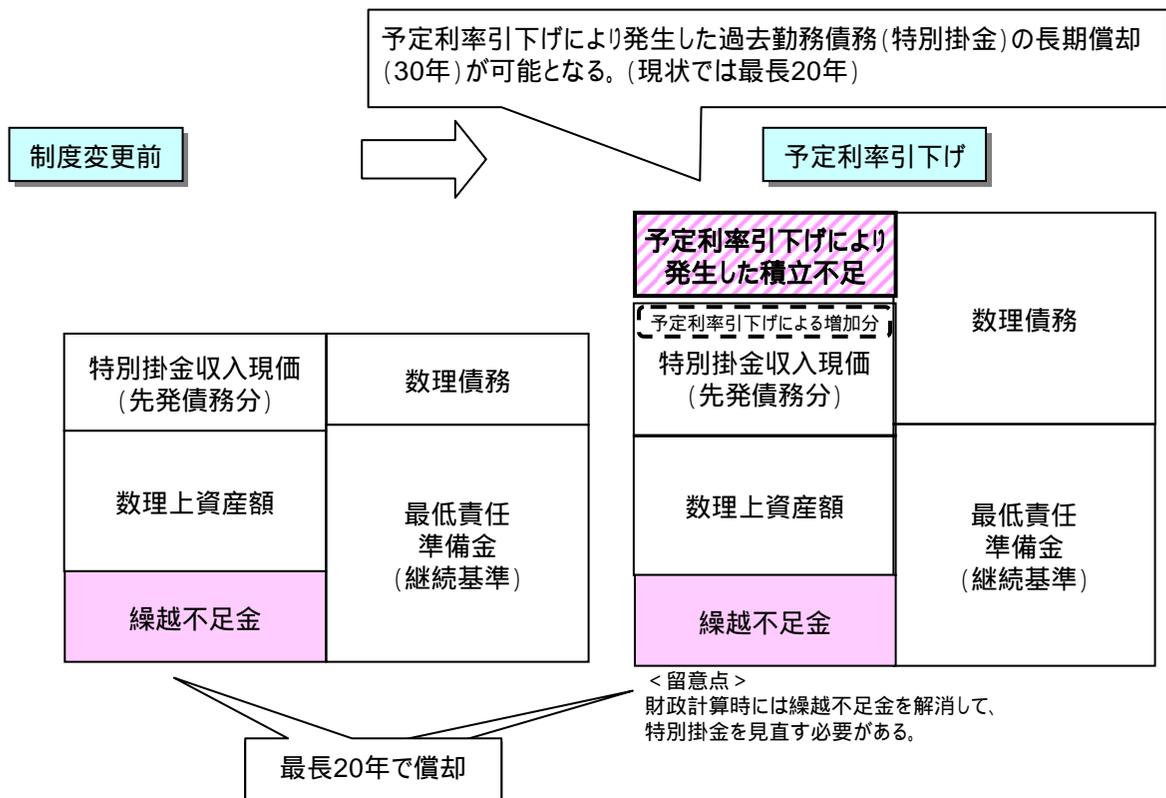
## (1) 予定利率の引下げを促進する措置

- 予定利率の引下げにより発生した積立不足<sup>1</sup>は最長30年償却が可能となった。<sup>2</sup>
- 制度変更前の繰越不足金は通常の償却期間3年以上(20年以内)で償却する必要がある。

1 予定利率引下げ前後の数理債務の差額から先発分の特別掛金収入現価の増加分を控除した額

2 但し特別掛金の償却方法を「定率償却」としている場合は適用できない。

### 〈イメージ〉



### < 20年償却から30年償却へ延長した場合の掛金への影響 >

同額の不足金解消する場合、20年償却時の掛金 = 100とした時の30年償却の掛金

予定利率	20年償却	30年償却	掛金への影響
5.5%	100	82	18%
4.5%	100	80	20%
3.5%	100	77	23%
2.5%	100	74	26%

## (2) 給付減額基準について

給付減額基準は理由要件が一本化され、理由要件を充たす基準が明確化された。

受給権者減額時の一時金選択肢について、最低積立基準額に加えて複数の選択肢(例:給付現価・選択一時金)を設けることが可能となった。

また、減額対象者の受給権者全員が給付減額に同意している場合は、一時金の選択肢を不要とすることも可能となった。

新たな減額を選択肢を追加する場合であっても、それを数理計算に織り込まないのであれば給付減額として取り扱わないことになった。

### 理由要件の一本化と基準の明確化

< 従前 >

(以下は厚年基金の例)

基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合(連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合)

**過去5年度間について赤字事務所(当期利益)が全事業所の5割以上であることが目安。**

設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合

**赤字事業所(当期利益)が全事業所の2割以上(加入員ベースでは5割以上)、及び現行の給付水準を維持した場合、掛金増額が当期利益の1割以上となる事業所が全事業所の2割以上(加入員ベースでは5割以上)**

< 変更後 >

基金を設立している企業の経営状況の著しい悪化又は掛金の額の大幅な上昇(直近の給付改善の規約変更時から原則として5年が経過している場合に限る。)により掛金の負担が困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないと認められる場合

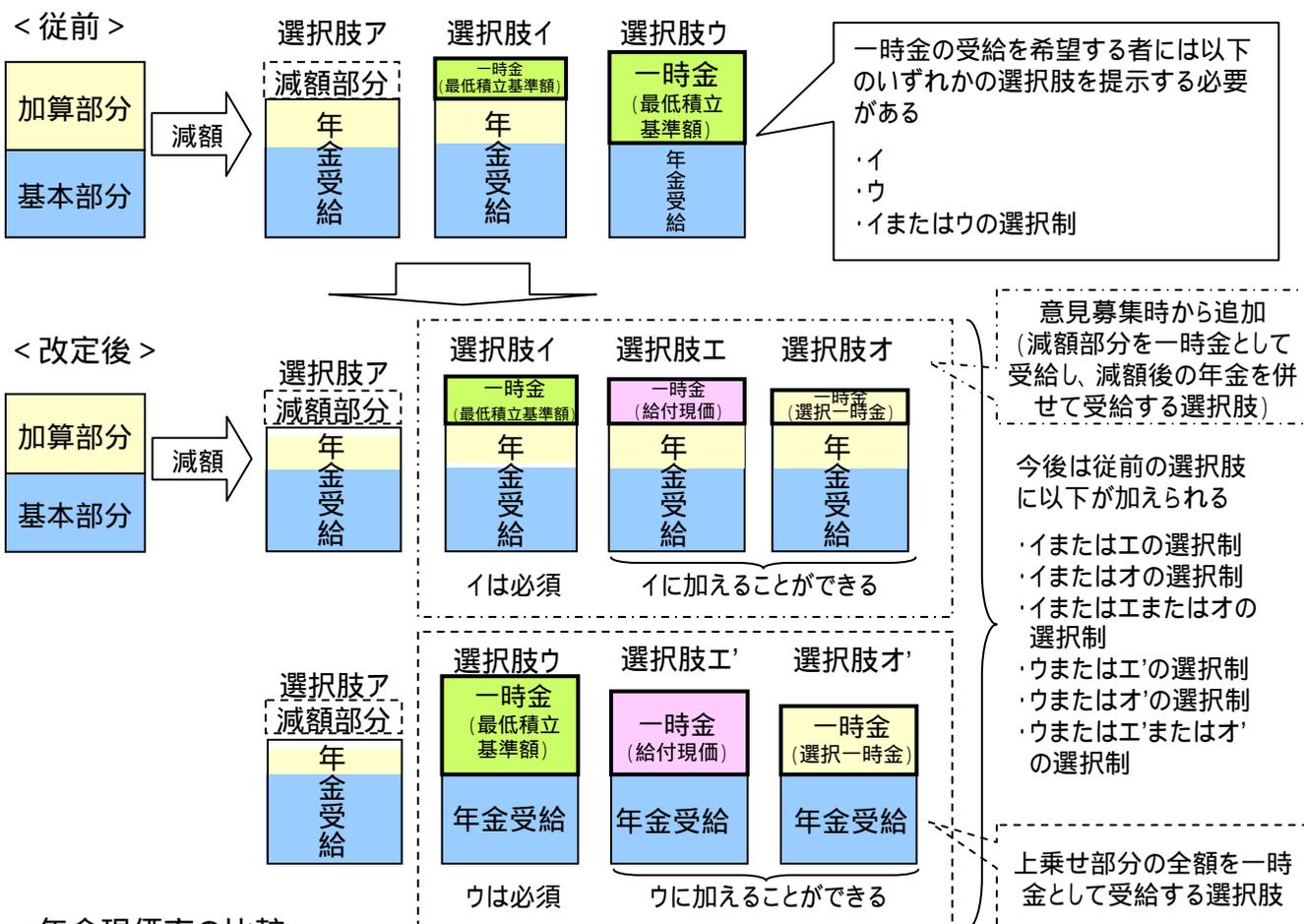
**過去5年間程度のうち過半数の期において、当期純利益がマイナス又はその見込みである事業所が全事業所の概ね5割以上  
又は  
給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっている事業所が全事業所の概ね2割以上**

給付減額から5年以上経過していなくても給付減額が可能となった。

(例:3年前に加入員のみ給付減額を実施 今年度、受給権者を給付減額実施)

## 受給者減額時の一時金選択肢の追加

- ▶ 現行では受給者等の給付減額を行う場合、受給者等は以下の選択肢がある。
  - ア 減額後の年金を受給する。(減額相当部分は放棄)
  - イ 減額後の年金を受給し、あわせて減額相当部分の最低積立基準額を一時金で受給する。
  - ウ 上乘せ部分の最低積立基準額(全額)を一時金として受給する。
- ▶ 今回の改定により、上記イまたはウに加えて以下の選択肢を提示することも可能とされた。
  - エ 上乘せ部分の給付現価(減額部分または全額・終身部分も含む。年金給付利率で算定)を一時金として受給する。
  - オ 上乘せ部分の選択一時金(減額部分または全額)を一時金として受給する。
- ▶ 一時金の受給を希望する受給者等への選択肢の提示パターンは、以下の図解をご参照。



### < 年金現価率の比較 >

	予定利率	年金現価率 <sup>3</sup>	最低積立基準額比
最低積立基準額	2.688% <sup>1</sup>	17.60819	-
給付現価	5.5% <sup>2</sup>	13.19364	25%
選択一時金	5.5% <sup>2</sup>	10.26521	42%

- 平成24年度の率×1.2
- 給付利率5.5%の場合
- 60歳支給開始、15年保証終身の場合(死亡率は第20回生命表をA-スとしたものを使用)

## 減額対象者の受給権者全員が給付減額に同意している場合の取扱い

- 減額対象者の受給権者全員が同意している場合は、一時金の選択肢を不要とすることも可能とされた。

給付減額に同意する者のみを対象者とすれば、一時金の選択肢を不要とすることが可能。

現行では受給権者等の2/3以上の同意を取得しても、一時金取得の選択肢を全員に提示しなければならなかった。

< 従前 >

受給権者等

受給権者減額  
の実施



2/3以上の同意<sup>1</sup>で全員に対して給付減額を実施可能

一時金取得の  
選択肢提示

全員に対して一時金取得の選択肢を提示する必要がある

- <sup>1</sup> 給付減額の対象を同意した者に限定する場合は減額対象者の2/3以上の同意が必要。但し、この場合でも、減額対象者に対して一時金取得の選択肢を提示する必要がある。



給付減額の対象を同意した者に限定する場合のイメージ

< 改定後 >

受給権者等

受給権者減額  
の実施



給付減額の対象を同意した者に限定すれば  
一時金取得の選択肢を提示しないことも可能

一時金取得の  
選択肢提示

一時金取得の選択肢を提示しないことが可能<sup>2</sup>

- <sup>2</sup> 給付減額の対象を同意した者に限定しない場合は従来通り、全員に対して一時金取得の選択肢を提示する必要がある。

## 新たな減額選択肢の追加

- 現行では給付の選択肢を追加する場合、追加する選択肢が追加前の選択肢に対して等価以上であるように行政指導されていた。
- 新たな給付の選択肢を追加する場合で、なおかつ数理計算上次のア～ウのいずれにも該当しない場合は給付減額として取り扱わないとされた。

ア 変更前後の総給付現価が減少

イ 一部の加入者又は受給権者等の給付現価が給付設計の変更によって減少

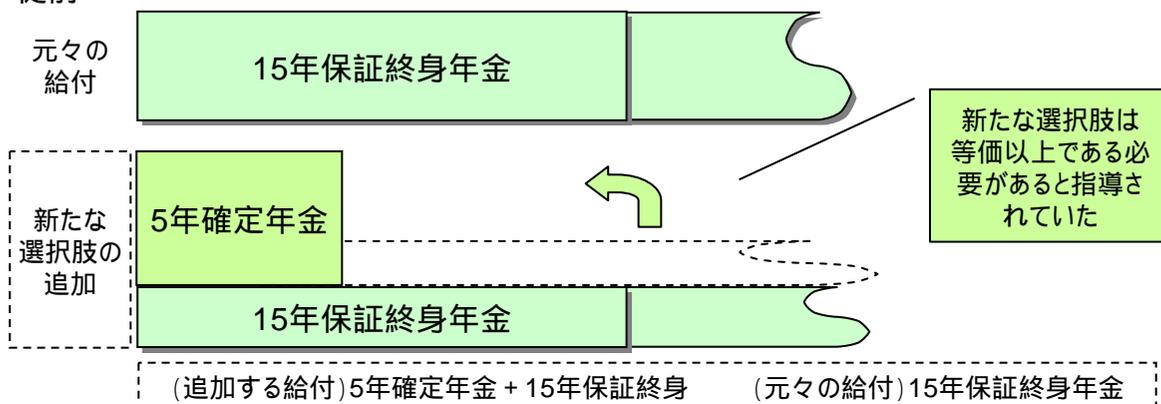
ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少

通常の数理計算においては、最も高いコストとなる選択肢が選択される前提で計算するため、従前よりコストの低い選択肢の追加は給付減額に該当しない。

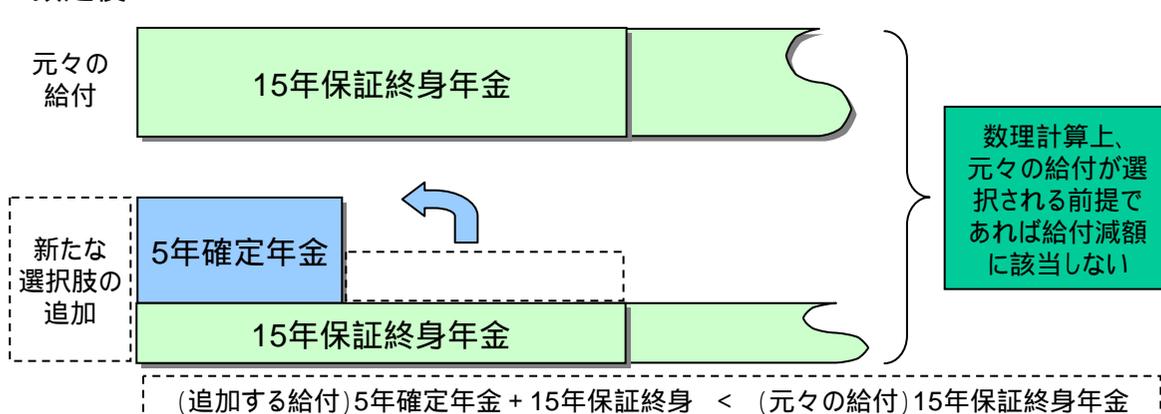
### < 留意点 >

コストの低い選択肢を追加しても、数理計算に反映しないため掛金は変わらない(下がらない)。但し、コストの低い選択肢が実際に選択されると、以後の財政決算において差益要因となる。

### < 従前 >



### < 改定後 >



# 【ご参考】有識者会議報告での検討項目と改定の方向性

実現度は「報告」の記載内容や直近の動向による弊社推測。  
 ……実現可能性が高いと思われる事項  
 ……今後の検討次第で実現可能性が高まるとと思われる事項

検討項目		改定の方向性	実現度
1 資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	分散投資の徹底	・ 政策アセットミックスの策定義務化・運用基本方針の届出義務化等
		忠実義務の徹底	・ 役職員の職務に関する倫理規程を制定
	基金の資産管理運用体制の強化	運用受託機関の選任・評価	・ 運用ガイドラインへの追加「定性評価における投資方針」「組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点」「オルタナティブ商品選定時に運用受託機関へ説明を求めべき事項」など
		基金のガバナンス・情報開示	・ 代議員会等に説明すべき事項の例示を運用ガイドラインに追加 ・ 基金の監事監査規程を修正（監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映） ・ 監査結果等について代議員会への報告を義務化
		資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	・ 連合会等の研修受講を義務化し、代議員会等にその取組状況を報告する等、積極的な取組を促す
	外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	資産運用委員会	・ 資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることを努力義務化 ・ 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知する
		運用コンサルタント	・ 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
行政による事後チェックの強化		・ 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 ・ 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映	
2 財政運営の在り方	予定利率の引下げ	・ 予定利率の引下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引下げやすくする方策を検討	
	積立不足への対応（給付減額要件の緩和等）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払いについて見直すべき。 上乗せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。	
	解散基準等（理由・手続き要件の緩和、解散命令の発動基準）	・ 現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。	
3 厚生年金基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方（厚生年金基金制度の存続）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から一定の期間をおいて廃止すべき。 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から維持すべき。	
	代行部分の財政運営の在り方	最低責任準備金の在り方（最低責任準備金の算出方法）	・ 代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を早急に見直す ・ その他（期ズレ解消、給付現価負担金の交付基準見直し）は結論出ず
		代行割れ問題への対応（特例解散制度の在り方）	・ モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討（連帯債務の仕組みは、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討）
	中小企業の企業年金の在り方（厚生基金、DB、DC等）	・ 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正、税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等を検討	

9/26付で改定済

今回改定済

秋以降、社会保障審議会年金部会等にて検討

以上